

なるほど 

正しい事業承継

- 考え方・進め方 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 02

新しい事業承継税制をご存知ですか？

去年の10月に施行された「中小企業経営承継円滑化法」を受けて、今年度新しい事業承継税制が始まっています。

考え方も手続きの方法もすべてが新しいので、まだまだ具体的な手続きや細かな手法の部分は不明確で、関連する経済産業省や国税庁は大慌てで現在準備中です。

そんなことは事務的なことに過ぎません！皆さんは経営者であり、事業を次代に継続するように準備し見届ける責任を担っている方ですから、貪欲に情報を収集してください。

先に言っておきます。この制度について、まだ誰も実際に行っていない状況で、法律を十分に読み砕いている専門家も少ない現状にもかかわらず、「難しい」「非現実的」などと頭から否定的な姿勢を採られる方がいるようですので、是非社長はご自身で判断して欲しいと思います。

新事業承継税制は、中小企業の株式や出資持分の現役社長から親族内の後継者に贈与又は相続する場合の贈与税と相続税について、一定の要件を満たすことを条件にそれぞれ株式等に係る課税価格の100%、80%に対応する「納税を猶予」とするという制度です。この特例は、**平成21年度4月1日以降の贈与、平成20年10月1日以降の相続に係る贈与税、相続税について適用されます。**

この新事業承継税制がもっとも「新」なところは、その税制の特例適用を受けるための要件を中小企業経営承継円滑化法が定めていて、その定めに基づいて第一に経済産業大臣に対して「確認」の申請を出して、確認通知を得ておかなければ何も始まらないという点です。

この確認申請の受け付けはすでに始まっています。

確認申請に必要なポイントは、①後継候補者が特定されているということと、②後継させようとしている現代表者の株式の持分が法定要件を満たしていること、そして、③後継者が現代表者から支障なく株式等を取得できる具体的な計画があることの三つです。

■ご意見・ご質問等をお寄せください。

以下に必要事項をご記入の上、こちらの用紙を011-622-7768まで送信してください。

御社名(必須) 氏 名

電話番号またはメールアドレス

なお、FAXの受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。 ☐ **FAX 受信拒否**



日成コンサルティング株式会社

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）